

随意契約（相手方指定）調書

件名	自動ドア修繕契約（本庁舎1階）	5200413
工（納）期	令和5年7月31日	
契約締結日	令和5年5月25日	
契約金額	1,372,800円（消費税込み）	

契約相手方	東京ADシステム株式会社  (法人番号：2010601037355)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

## 業者選定理由書

件名	自動ドア修繕契約（本庁舎1階）
指定業者 （案）	名称 東京ADシステム株式会社 所在地 東京都墨田区東駒形4-20-15 田地野ビル1F 代表者 代表取締役 井上 達也
指定理由	<p>本件は、本庁舎1階北・内側及び正面東・外側の自動ドアについて、付随装置である開閉装置の部品が経年劣化により摩耗しており今後不具合が生じる可能性があるため、修繕を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、当自動ドア設備及び開閉装置の製造メーカーであり、機器の動作条件等を最も熟知しているため、確実な履行が可能である。 また、上記業者は当設備の保守点検についても毎年受託しているため、上記業者が本件を実施することで、不具合等発生時の責任所在を明確化できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）